解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年五月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

東京都千代田区西神田二丁目四番一号
特定非営利活動法人音楽キャリア・サポート・ネット　清算人　壬生千恵子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

長野県岡谷市長地片間町一丁目三番一号
社団法人中部電子工業技術センター
代表清算人　向山　孝一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

大阪市中央区備後町三丁目三番九号
財団法人静岡県産業ビル
代表清算人　小倉　忠一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年七月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

宮崎市大字恒久一二〇一番地一
医療法人寺師内科クリニック
清算人　寺師　真紀

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十七日開催の評議員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

北海道函館市東雲町五番九号
財団法人函館消防義会
清算人　大坂　晴義

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

仙台市青葉区大町一丁目一番三〇号
社団法人東北経済倶楽部
代表清算人　水戸　一志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月二十五日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

福島県西白河郡西郷村大字真船字村火六番地一
特例民法法人全国青少年教育施設協議会
代表清算人　佐藤　修
代表清算人　澁谷　建治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

静岡県掛川市中方一七番地　中方報徳社
清算人　後藤　進

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十九日

北九州市小倉北区三萩野二丁目四番三一―四〇四号
特定非営利活動法人北九州市住宅リフォーム促進協議会
清算人　藤本　新二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水一条四丁目四〇番地、最後の住所札幌市北区新琴似一条一二丁目六番四七号札北荘
被相続人　亡　金澤　則子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

札幌市中央区南六条西二〇丁目一番一―五〇一号
相続財産管理人　佐藤　正人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区澄川五条一一丁目一番、最後の住所札幌市南区澄川五条一一丁目一番五号
被相続人　亡　種本　和清

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

札幌市中央区南二条西二二丁目一番六号
相続財産管理人　塚田　厚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市下大田和九九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　杉山　純

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

事務所栃木県真岡市荒町二一五六番地一
相続財産管理人　弁護士　瀬下　敦夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県須坂市大字豊丘一一五三番地、最後の住所長野県更級郡上山田町二四五四番地
被相続人　亡　山岸ゑま江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

長野県上田市中央西二丁目四番三号ニッケンビル二階―B
相続財産管理人　織　英子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中区三組町一一〇番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区渡ケ島二一七番地の三　天竜厚生会百々山
被相続人　亡　太田　よゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十九日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号
ＳＬビル二階リブラ綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　伊豆田悦義

第２期決算公告

平成23年7月22日

東京都港区北青山二丁目11番10号
青山野末ビル301
一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構
代表理事　尾木　徹

貸借対照表の要旨

（平成23年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	122,600
	固定資産	32,881
	資産合計	**155,481**
負債及び正味財産の部	流動負債	7,403
	負債合計	**7,403**
	一般正味財産	148,078
	正味財産合計	**148,078**
	合計	**155,481**